

【様式1】

質 疑 応 答 書

件名

仙台市葛岡工場電力需給契約（売電）

		整理番号 (仙台市記入欄)	1
質 問 事 項		回 答(仙台市記入欄)	
1	入札参加資格申請後に入札を辞退することとなった場合、入札辞退届の提出の有無と提出期日をご教示いただけますでしょうか。	別紙のとおり	
2	郵便入札の場合二重封筒での提出と記載がございますが、封筒に指定などはございますでしょうか。(角2、長3等)		
3	郵便入札を行う場合の表封筒への記載事項は「入札書在中」のほか記載事項にご指定はございますでしょうか。 (入札件名・氏名等の記載の有無)		
4	中封筒及び表封筒への割印の有無をご教示いただけますでしょうか。 また、割印が必要な場合は割印箇所のご教示をお願い致します。		
5	郵便入札を行う場合の入札書への記載事項について、法人の場合入札者氏名欄へは代表者の氏名を記入する認識でお間違いないでしょうか。		
6	再入札となった場合、郵便入札を行った者は再入札には参加できないという認識でよろしかったでしょうか。		
7	入札書の入札金額の記載について、頭部に¥を記載する等のご指定はございますでしょうか。		
8	バイオマス比率の提出頻度をご教示いただけますでしょうか。		
9	再エネ指定ありの電力量については発注者に帰属する旨の記載がございますが、再エネ指定ありの想定数量(kWhまたは比率)をご教示いただけますでしょうか。		
10	再エネ指定分を除いた電力量に係る環境価値の想定数量および、その算定根拠(過去実績等)があればご提示いただけますでしょうか。		
11			
12			
13			
14			
15			
注1	この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出してください。		
注2	提出期間を過ぎた場合は、受理しません。		
注3	回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。		

件名:仙台市葛岡工場電力需給(売電)

整理番号	No.	質疑	回答
1	1	入札参加資格申請後に入札を辞退することとなった場合、入札辞退届の提出の有無と提出期日をご教示いただけますでしょうか。	入札を辞退することとなった場合は、辞退届を提出してください。提出期日および方法は入札説明書5(3)に記載のとおりです。
1	2	郵便入札の場合二重封筒での提出と記載がございますが、封筒に指定などはございますでしょうか。(角2、長3等)	指定はありません。
1	3	郵便入札を行う場合の表封筒への記載事項は「入札書在中」のほか記載事項にご指定はございますでしょうか。(入札件名・氏名等の記載の有無)	「入札書在中」の表記のほか、入札者(法人にあつては、その名称又は商号)の記載をお願いします。
1	4	中封筒及び表封筒への割印の有無をご教示いただけますでしょうか。また、割印が必要な場合は割印箇所をご教示をお願い致します。	糊等でしっかりと封をしていただければ、特に割印の義務はありません。
1	5	郵便入札を行う場合の入札書への記載事項について、法人の場合入札者氏名欄へは代表者の氏名を記入する認識でお間違いないでしょうか。	郵便入札の場合、入札者氏名欄には代表者の役職及び氏名を記載してください。
1	6	再入札となった場合、郵便入札を行った者は再入札には参加できないという認識でよろしかったでしょうか。	郵送による入札参加者は再入札に参加することはできません。
1	7	入札書の入札金額の記載について、頭部に¥を記載する等のご指定はございますでしょうか。	頭部に¥を記載してください。
1	8	バイオマス比率の提出頻度をご教示いただけますでしょうか。	原則、毎月提出いたします。
1	9	再エネ指定ありの電力量については発注者に帰属する旨の記載がございますが、再エネ指定ありの想定数量(kWhまたは比率)をご教示いただけますでしょうか。	非FIT非化石証書再エネ指定ありの想定数量は17,085,362kWhとなります。想定数量は令和7年度のバイオマス比率平均値60.758%から算出しております。
1	10	再エネ指定分を除いた電力量に係る環境価値の想定数量および、その算定根拠(過去実績等)があればご提示いただけますでしょうか。	非FIT非化石証書再エネ指定なしの想定数量は11,034,988kWhとなります。過去実績は別紙「令和7年度非化石価値実績値」のとおりです。

令和7年度非化石価値実績値

葛岡工場				
R7年度	非FIT（再エネ指定） kWh	非FIT（再エネ指定なし） kWh	バイオマス比率%	
			一般廃棄物	廃棄プラスチック
4月	1,678,129	575,785	74.454	25.546
5月	1,452,423	798,733	64.519	35.481
6月	207,007	143,201	59.110	40.890
7月	1,128,499	872,671	56.392	43.608
8月	966,823	1,396,933	40.902	59.098
9月	1,058,772	1,273,172	45.403	54.597
10月	1,280,587	951,101	57.382	42.618
11月	1,651,678	487,774	77.201	22.799
12月	1,570,069	1,100,389	58.794	41.206
1月	1,727,119	651,997	72.595	27.405
2月	1,090,389	720,709	60.206	39.794
3月	2,525,354	1,538,818	62.137	37.863
計	16,336,849	10,511,283		

【様式1】

質 疑 応 答 書

件名

仙台市葛岡工場電力需給契約（売電）

		整理番号 (仙台市記入欄)	2 - 1
質 問 事 項		回 答(仙台市記入欄)	
1	契約予定期間中に取引用電力量計やVCT交換の予定はありますでしょうか。もし予定されている場合、その費用は発注者様のご負担となりますでしょうか。	別紙のとおり	
2	毎月の支払方法について、現在は窓口納付のみとなっておりますが、利便性向上及び自治体DX推進の観点から、銀行振込や納入通知書によるペイジー・QRコード決済等の導入を検討していただけないでしょうか。		
3	契約書（案）第5条（発電電力量の増減）において、「発注者の発電電力量は、発注者の都合により変動することができる」とありますが、「発注者の都合による変動」として想定されている内容がございましたらご教示ください。		
4	契約書（案）第16条において、「発注者は一般送配電事業者に対して負担する発電側課金相当分を受注者の負担に転嫁するものとする」とありますが、第17条第2項及び第3項では発電側課金料金の支払代行および相殺精算について規定されております。発電側課金料金の取扱いについては、第17条の規定により整理されているものと考えますので、第16条「発注者は一般送配電事業者に対して負担する発電側課金相当分を受注者の負担に転嫁するものとする」の文言につきましては削除又は表現の見直しをご検討いただけますでしょうか。		
5	契約書（案）第20条 下記内容にて、修正・追記していただけますでしょうか。 (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があり、相当の期間を設けて是正を催告したにもかかわらず是正がされないとき。		

6	<p>契約書（案）第21条 下記内容にて、修正・追記していただけますでしょうか。</p> <p>発注者は、第20条第1項各号及び前条第1項各号に規定するもののほか、契約期間の間、必要があるときは、解除予定日の3か月前に書面で受注者に通知することで、契約を解除することができる。</p>	
7	<p>契約書（案）第23条 下記内容にて、修正・追記していただけますでしょうか。</p> <p>受注者は、以下に定める場合には、催告なくして契約を解除することができる。</p> <p>(1) 発注者が本契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、履行がされない場合 (2) 発注者が、本契約22条第1項(2)乃至(5)に該当する場合（この場合においては、第22条の「受注者」を「発注者」と読み替える。）</p>	
8	<p>契約書（案） 下記条項の追加をしていただけますでしょうか。</p> <p>（受注者の解約権） 第23条の2 受注者は、契約期間の間、必要があるときは、解除予定日の3か月前に書面で発注者に通知することで、契約を解除することができる。 2 前項の場合において、発注者は、解除日から契約満了日に係る予定需給電力量にそれぞれの契約単価を乗じて計算した総額の10分の1に相当する額を違約金として徴収することができる。</p>	
9	<p>契約書（案）第24条 下記内容にて、修正・追記していただけますでしょうか。</p> <p>受注者は、第20条から第23条の2によって契約が解除された場合において、受注者が既に電力の供給を受けている場合は、当該供給に相応する電気料金を発注者に支払わなければならない。</p>	
注1	<p>この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出してください。</p> <p>注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。</p> <p>注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。</p>	

件名:仙台市葛岡工場電力需給(売電)

整理番号	No.	質疑	回答
2	1	契約予定期間中に取引用電力量計やVCT交換の予定はありますでしょうか。もし予定されている場合、その費用は発注者様のご負担となりますでしょうか。	令和9年度に取引用電力量計の更新を予定しています。更新費用は発注者の負担となります。
2	2	毎月の支払方法について、現在は窓口納付のみとなっていますが、利便性向上及び自治体DX推進の観点から、銀行振込や納入通知書によるペイジー・QRコード決済等の導入を検討していただけないでしょうか。	本契約の契約期間内では窓口納付のみとします。次年度以降の導入を検討します。
2	3	契約書(案)第5条(発電電力量の増減)において、「発注者の発電電力量は、発注者の都合により変動することができる」とありますが、「発注者の都合による変動」として想定されている内容がございましたらご教示ください。	燃料となるごみの搬入量の増減に伴う焼却炉運転計画の変更や、焼却設備の不具合による焼却炉の停止等により、発電電力量が増減することを想定しております。
2	4	契約書(案)第16条において、「発注者は一般送配電事業者に対して負担する発電側課金相当分を受注者の負担に転嫁するものとする」とありますが、第17条第2項及び第3項では発電側課金料金の支払代行および相殺精算について規定されております。発電側課金料金の取扱いについては、第17条の規定により整理されているものと考えますので、第16条「発注者は一般送配電事業者に対して負担する発電側課金相当分を受注者の負担に転嫁するものとする」の文言につきましては削除又は表現の見直しをご検討いただけますでしょうか。	契約書(案)第16条は、発電側課金を定義するものであり、第17条で内容について規定しております。それぞれで矛盾はないものと思われるため本契約では削除又は表現の見直しは行いません。
2	5	契約書(案)第20条 下記内容にて、修正・追記していただけますでしょうか。 (1)契約の締結又は履行について不正の行為があり、相当の期間を設けて是正を催告したにもかかわらず是正がされないとき。	本条項は、契約の締結および履行に関する不正行為については、その性質上、当事者間の信頼関係を著しく毀損し、契約の前提となる適正な取引秩序を根本から揺るがすものであることから、是正の催告を経ることなく契約解除を可能とする趣旨で設けております。そのため、ご質問の修正につきましては追記・修正は行わないことといたします。
2	6	契約書(案)第21条 下記内容にて、修正・追記していただけますでしょうか。 発注者は、第20条第1項各号及び前条第1項各号に規定するもののほか、契約期間の間、必要があるときは、解除予定日の3カ月前に書面で受注者に通知することで、契約を解除することができる。	本条項は、契約の性質上、重大な契約違反や不正行為等が発生した場合においては、事前の通知や猶予期間を設けることなく、直ちに契約を解除する必要がある可能性も想定されることから、ご質問の修正については追記・修正は行わないことといたします。
2	7	契約書(案)第23条 下記内容にて、修正・追記していただけますでしょうか。 受注者は、以下に定める場合には、催告なくして契約を解除することができる。 (1)発注者が本契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、履行がされない場合 (2)発注者が、本契約第22条第1項(2)乃至(5)に該当する場合(この場合においては、第22条の「受注者」を「発注者」と読み替える。)	本条項は、受注者による解除権の要件を規定するものであり、受注者による契約解除権の要件として十分に担保されているものと認識しております。その趣旨・構成に照らして、当該追記を行うことは適切ではないものと考えます。以上のことから、ご質問の修正につきましては追記・修正は行わないことといたします。
2	8	契約書(案) 下記条項の追加をしていただけますでしょうか。 (受注者の解約権) 第23条の2 受注者は、契約期間の間、必要があるときは、解除予定日の3カ月前に書面で発注者に通知することで、契約を解除することができる。 2 前項の場合において、発注者は、解除日から契約満了日に係る予定需給電力量にそれぞれの契約単価を乗じて計算した総額の10分の1に相当する額を違約金として徴収することができる。	契約書(案)の第23条および第24条において同趣旨の規定と措置について設けられており、受注者による契約解除権の要件として十分に担保されているものと認識しております。本契約は、契約期間を通じた安定的かつ継続的な需給関係の確保を前提としているため、「必要があるとき」という要件のみでは解除理由が客観的に限定されず、契約の安定性やリスク管理に重大な影響を及ぼすおそれがあります。以上のことから、ご質問の修正につきましては追記・修正は行わないことといたします。
2	9	契約書(案)第24条 下記内容にて、修正・追記していただけますでしょうか。 受注者は、第20条から第23条の2によって契約が解除された場合において、受注者が既に電力の供給を受けている場合は、当該供給に相応する電気料金を発注者に支払わなければならない。	契約書(案)の第24条において十分に担保されているものと認識しております。そのため、ご質問の修正につきましては追記・修正は行わないことといたします。

【様式1】

質 疑 応 答 書

件名 仙台市葛岡工場電力需給契約（売電）

		整理番号 (仙台市記入欄)	3
質 問 事 項		回 答(仙台市記入欄)	
1	現在の契約者（売却先事業者）及び 売却単価（税抜き 円/kWh）をご教示いただけますでしょうか。	別紙のとおり	
2	直近1年における定期点検時期等が分かる資料をご提供いただけますでしょうか。		
3	直近1年間における何らかのトラブルによる計画外停止が発生した回数およびそれぞれの停止期間をご教示いただけますでしょうか。		
4	開札結果は参加者全員（落札者以外）の入札金額についても公表されますでしょうか。		
5	開札結果は入札を辞退した場合でも公表いただけますでしょうか。		
6	非化石価値は全量受注者に帰属するという理解でよろしいでしょうか。		
7	非化石価値と種別ごとの予定売却量をご教示いただけますでしょうか。またバイオマス比率算定は毎月行っているのでしょうか。		
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
注1	この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出してください。		
注2	提出期間を過ぎた場合は、受理しません。		
注3	回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。		

件名:仙台市葛岡工場電力需給(売電)

整理番号	No.	質疑	回答
3	1	現在の契約者(売却先事業者)及び売却単価(税抜き 円/kWh)をご教示いただけますでしょうか。	現在の契約者は株式会社FPSです。売却単価については公表しておりません。
3	2	直近1年における定期点検時期等が分かる資料をご提供いただけますでしょうか。	別紙「令和7年度 定期点検実施計画図」のとおりです。
3	3	直近1年間における何らかのトラブルによる計画外停止が発生した回数およびそれぞれの停止期間をご教示いただけますでしょうか。	直近1年間におけるトラブルによる計画外停止は発生しておりません。
3	4	開札結果は参加者全員(落札者以外)の入札金額についても公表されますでしょうか。	参加者全員(落札者以外)の入札金額については公表いたしません。公表については、入札説明書12(3)に記載のとおりです。
3	5	開札結果は入札を辞退した場合でも公表いただけますでしょうか。	初度(郵送の場合も含む)の入札を辞退した場合については、開札結果については公表いたしません。再度の入札を辞退した場合は入札説明書12(3)に記載のとおり公表いたします。
3	6	非化石価値は全量受注者に帰属するという理解でよろしいでしょうか。	契約書(案)第15条および仕様書3.(1)に記載のとおりです。
3	7	非化石価値と種別ごとの予定売却量をご教示いただけますでしょうか。またバイオマス比率算定は毎月行っているのでしょうか。	令和7年度のバイオマス比率平均値60.758%を契約期間中のバイオマス比率と想定して種別ごとに算出した想定量は次のとおりです。 非FIT非化石証書再エネ指定あり17,085,362kWh 非FIT非化石証書再エネ指定なし11,034,988kWh また、バイオマス比率の算定は、原則、毎月行っています。

令和7年度 定期点検実施計画図

葛岡工場

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉		定期点検		稼働期間				中間点検		稼働期間		
2号炉		稼働期間		定期点検		稼働期間				中間点検		稼働期間